

花巻地区合同庁舎清掃業務仕様書

委託業務は、受注者はこの仕様書に定めるところにより誠実に実施するものとする。

1 従事者及び現場責任者

- (1) 従事者は作業中一定の被服を着用し、上衣には会社名及び氏名を記載した名札を付けること。
- (2) 従事者は満 18 歳以上の者とする。
- (3) 従事者は本書に定める作業内容を十分に行い得るものとし、必要な人員を配置すること。
- (4) 従事者は全て身元確実な者とし、作業を行う場合は機敏に行動する者とする。
- (5) 受注者は、契約締結後、速やかに庁舎管理者との連絡調整及び業務従事者の指揮監督を行わせる現場責任者を選任し、現場責任者及び清掃業務従事者名簿（別記様式 1）を提出すること。
なお、従事者等に変更があった場合も同様とすること。

2 作業日時間等

- (1) 日常作業は月曜から金曜日（祝日を除く）の毎日行い、年に数回行うものは別紙清掃業務作業基準表による回数を満たすよう計画の上実施すること。
- (2) 作業は 7 時から 17 時までの間に行うこと。
- (3) 作業に当たっては、移動した物は所定の位置に戻し、建物及び設備等に損傷を与えないようにすること。
- (4) 作業上危険を伴う場所については、安全帽等を着用するなど、必要な措置を講ずること。
- (5) 従事者は作業を終了次第、その旨を花巻総務センターに報告のうえ退庁すること。

3 清掃計画及び報告

- (1) 受注者は、毎月の清掃計画について前月の 25 日（土日祝日にあたる場合は直前の平日）までに計画書を提出すること。
ただし、4 月分については、契約締結後、速やかに提出すること。※様式は任意
- (2) 実施した清掃内容は、毎日の清掃業務が完了した都度、速やかに清掃業務日誌（別記様式 2（会議室については別記様式 3））により、翌日（3 月中に実施した清掃については 3 月末日）までに報告し、発注者の確認を受けること。

4 清掃材料等

- (1) 洗剤、ワックス、機械及び器具等の清掃材料等は、清掃箇所の材質に適合した品質良好なものを準備し用いること。
- (2) トイレットペーパー、ペーパータオル及び水石けんは、受注者が品質良好なもの

を調達し設置すること。

5 作業実施に当たっての一般的注意事項

衛生及び火気取締りに留意するとともに、発注者の業務に支障のないよう次の事項に十分注意すること。

- (1) 窓の開閉等により塵芥を飛散させないこと。
- (2) 機械及び器具等を使用する場合は、衝撃又は湿気等により施設及び備品等に損傷を与えないこと。
- (3) 作業用材料として、ガソリン、ベンゼン等引火性のある物質の使用は厳に慎むこと。

6 作業の一般的仕様

- (1) 作業のため机、椅子、その他の物品等を移動又は使用する場合、丁寧に取り扱い、設備等に損傷を与えないこと。
- (2) 水拭きは常に清潔な水を用い、拭き跡がないようにすること。
- (3) 拭き掃除及び埃払いは吸塵掃除機、モップ又は毛ブラシを使用し、塵芥を飛散させないこと。
- (4) ガラス器具、鏡、陶器類及び金属部分の清掃仕上げは、材質に適合した良質な乾布を使用すること。
- (5) 床等を洗浄した場合には、洗剤及び水分を完全に拭き取り、乾燥した後にワックスを塗布し、つや出し磨きをすること。
- (6) 床面、壁面及び階段等にインク、果汁、及び油等の汚れがあるときは、それぞれの性質に応じた洗剤を用いて拭き取り、痕跡が残らないようにすること。
- (7) 集積した紙屑、茶殻、汚物及びその他のごみは、庁舎外の所定の場所に運搬し、廃棄物回収業者に引き渡すこと。
- (8) 紙屑等の中から、廃棄に疑問が生じる書類等を発見したときは、速やかに発注者に報告し指示をうけること。
- (9) 扉の取手及び廃棄物集積容器（ゴミ箱）等の消毒に当たっては、それぞれの目的に適合した消毒用石けん又はクレゾール石けん液等を使用すること。
- (10) 金属類を磨く場合は、磨剤を使用すること。

7 各部分ごとの清掃仕様

(1) 床

(日常清掃)

- ア 清掃は塵芥飛散防止のためフロアブラシを使用し、入念に磨くこと。
- イ カーペット類は掃除機を用い、軽易に移動できる椅子及び衝立等は移動させたうえで行うこと。
- ウ 化学建材使用箇所の床は自在箒又は掃除機を使用し、その他の箇所は堅く絞った水拭きモップで塵芥を取り除くこと。
- エ テラゾー、人造研出床等は掃き掃除した後、ポリッシャー又はモップで水洗い

し、乾いたモップ又は電動ポリッシャーでつや出しすること。

オ フローリング等木床面は乾いた雑巾で拭いた後、電動ポリッシャー又は万能モップでつや出しすること。

カ モザイクタイル及びコンクリート床はデッキブラシで水洗いし、残水がないよう掃除すること。

(定期清掃)

キ 化学建材使用箇所の床は最初に荒掃除し、次に掃除機を用いて掃除のうえ、床に付着している汚れは指定剤で除去し、洗剤をもって全面にポリッシャーをかけ、汚水を拭き取った後十分に乾燥し、樹脂ワックスを塗布する。

また、巾木タイルは乾布でつや出しすること。

ク テラゾー、人造研出張面は掃き掃除のうえ付着物を除去し、全面に電動ポリッシャーを用いて洗剤で洗った後、モップで十分拭き取り樹脂ワックスを塗布する。

(2) 壁面、天井

ア 手の届く範囲で塵芥等を除去し、必要に応じて雑巾で水拭きすること。

イ 手の届かない部分は脚立等を用いて羽根箒または掃除機で塵芥を除去し、清潔な水を用いて堅く絞った雑巾で水拭きすること。

(3) 外部サッシ

乾燥したモップ、羽根箒又はブラシ等を用いて塵芥を除去すること。

(4) 窓ガラス

ア 窓ガラスはスクイジー及びタオルを用いて洗剤拭きすること。

イ 窓ガラスを石けん水または薬液を用いて清掃した場合は、乾布で磨きあげること。

ウ 窓以外の扉、間仕切り及び欄間等のガラスについても、窓ガラスの例に準じて行うこと。

また、窓枠及びブラインド等についても同様に行うこと。

(5) 机、椅子、キャビネット及び更衣ロッカー等

乾布又は水拭きにより行うこと。

(6) 湯沸室、洗面所等

ア 流し及びコンロは洗剤とタワシを用いて水垢等を除去し、水拭きすること。

また、棚等についても同様に行うこと。

イ 湯沸し、流し台等のコンクリート及びモルタル塗りの箇所は水拭きすること。

(7) 手すり、扉及びノブ

ア 乾布又は水拭きにより行うこと。

イ ノブについては消毒用石けん等で消毒すること。

(8) 金具

窓、扉、階段及び手洗所の金具のうち、地金のものは磨粉で、メッキのものは研磨剤で磨き出し、さらに乾布で拭き、光沢を放つように磨きあげること。

(9) 打放しコンクリート等

ブラシを用いて汚れ部分を水洗いすること。

なお、作業時は足場を架ける等、危険防止に留意すること。

(10) 車庫及び自転車置場

掃き掃除をし、土砂及び溜水を除去すること。

(11) 除雪

夜間に通路及び駐車場に積雪した場合は8時30分までに除雪し、通行の妨げとならない一定の場所に集積すること。8時30分以降に積雪した場合は随時除雪すること。

(12) その他

ア 玄関は水拭きすること。

イ 靴拭きマット類は天候をみて水洗いすること。

ウ 巾木及び踏込みの汚れが著しい場合は、その都度洗剤を用いて清掃すること。

エ 便器は床面清掃の都度、中性洗剤を用いて清掃すること。

オ 汚物入れ及び紙屑入れは洗剤を用いて洗浄し、消毒すること。

カ トイレットペーパー、ペーパータオル及び水石けんは常に補充しておくこと。

8 作業要領の徹底

受注者は、作業従事者に対し本書の内容を周知するとともに、本委託業務に必要な事項の教示及び訓練を行うこと。

9 その他

清掃業務を実施するために要する光熱水費は発注者の負担とし、従事者の休憩室及び倉庫を供与する。